

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

山北町は、神奈川県西部に位置し、南北 20.5km、東西 23.0km で、224.61 km² と県内では横浜市、相模原市に次ぐ広大な面積を有している。町域の約 90 %は、丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などを含む丹沢山塊の森林原野で占められる山岳地帯で、平坦地は町南部を横断する酒匂川流域にわずかに開けている。

山北町は、町域の大部分が山岳地帯であるため起伏が大きく、急峻な地形を流れる河川があり、また降雨量も多い。そのため過去にいくつかの地震災害、風水害が発生している。さらに、富士山の東側に位置しているため、過去の噴火活動で火山灰等が大量に降り積もり、地震・豪雨時に土砂災害を引き起こしやすい要因になっている。



※一番濃い色の部分が当会のエリア

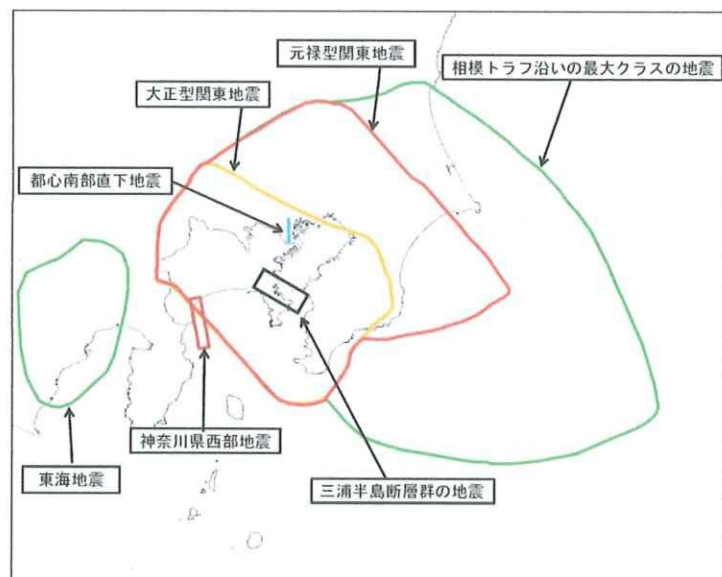
(1)地域の災害リスク

(地震被害想定)

現在、山北町が大きな影響を受けると予想されている大地震は①「東海地震」②「南海トラフ巨大地震」③「都心南部直下地震」④「神奈川県西部地震」⑤「大正型関東地震」の5つがある。

①東海地震

駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.0 の地震である。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されている。



震源断層モデル (震源断層域)

資料出所 地震被害想定調査報告書 (平成 27 年 3 月)

②南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

③都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード 7.3 の地震である。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

④神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード 6.7 の地震である。現行の神奈川県地震防災戦略（平成 22 年 3 月策定、平成 28 年 3 月改定）の減災目標としている。

⑤大正型関東地震

相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震である。

山北町の被害想定結果（山北町地域防災計画より）

項目			想定地震	東海地震	相模トラフ 巨大地震	都心南部 直下地震	神奈川県 西部地震	大正型 関東地震
モーメントマグニチュード				8.6	9.0	7.3	6.7	8.2
被害想定結果	建物被害	全壊棟数	(棟)	*	*	0	*	3,190
		半壊棟数	(棟)	10	90	20	80	1,500
	大災被害	出火件数	(件)	0	0	0	0	*
		焼失棟数	(棟)	0	0	0	0	340
	死傷者数	死者数	(人)	0	0	0	0	150
		重症者数	(人)	0	0	0	0	60
		中等症者数	(人)	*	*	*	*	370
		軽症者数	(人)	*	10	*	*	360
	避難者数	1 日目～3 日目	(人)	40	80	20	70	7,530
		4 日目～1 週間後	(人)	40	80	20	70	6,940
		1 か月後	(人)	40	80	20	70	6,300
	要配慮者	避難者	高齢者数	(人)	*	10	*	1,110
			要介護者数	(人)	*	*	*	270
		断水人口	高齢者数	(人)	0	0	0	1,360
			要介護者数	(人)	0	0	0	334
		家屋被害	高齢者数	(人)	10	20	20	1,090
			要介護者数	(人)	*	*	*	270
	帰宅困難者数	直後	(人)	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
		1 日後	(人)	0	0	0	0	1,150
		2 日後	(人)	0	0	0	0	1,150
	自力脱出困難者（要援出者）		(人)	0	0	0	0	290
	ライフライン	上水道	断水人口（直後）	(人)	30	90	10	10,670
		下水道	機能支障人口	(人)	140	150	130	1,350
		都市ガス	供給停止件数	(丁)	0	0	0	0
		LPG ガス	供給支障数	(丁)	0	0	0	80
		電力	停電件数	(軒)	0	*	0	13,960
		通信	不通回線数	(回線)	0	*	0	3,570
	エレベーター停止台数		(台)	*	*	*	*	*
	被災廃棄物		(万t)	*	*	*	*	60

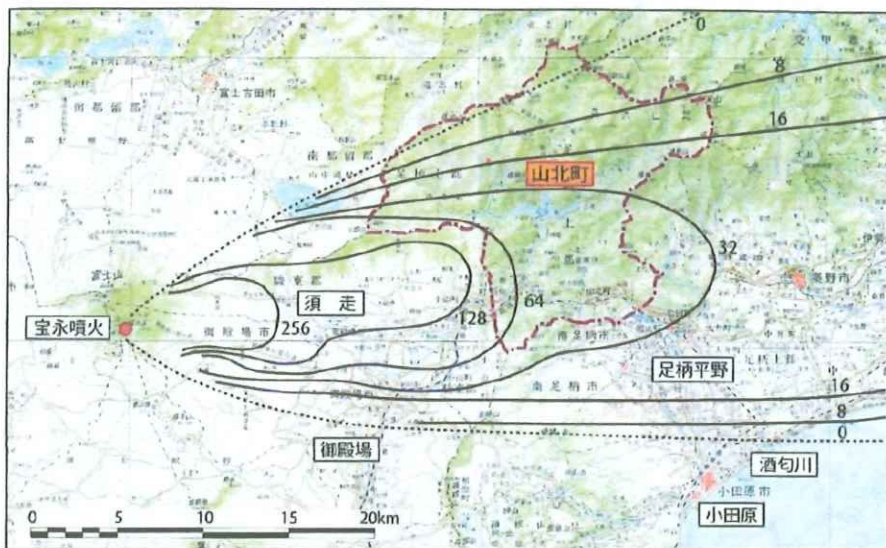
※地震被害想定調査結果（平成 27 年 3 月）

*：わずかに「計算上 0.5 以上 10 未満」0：計算上 0.5 未満は 0 とした。

(火山災害)

宝永4年の噴火の際には、本町川西地区で降り積もった火山灰の厚さが1mに達し、丹沢山地でも20～60cmの厚さに積もった。

宝永4年以降の噴火はないが、依然として富士山は活火山であり、噴火が起これば様々な種類の災害を発生させる可能性がある。



宝永噴火時（1707年）に噴出された火山れき・火山灰の分布及び厚さ（単位：cm）

(風水害)

山北町は、急峻な地形に河川が多く、風水害を発生させる要因の多い地域でもある。

特に大きな被害が生じたのは、国の激甚災害に指定された昭和47年（1972年）7月の豪雨で、三保地区の狭い地域に1時間80mmを超える降雨があり、河内川、玄倉川などが増水して土石流が発生し、死者6名、行方不明者3名の大きな被害を受けた。

また、平成22年9月の台風9号では、三保の浅瀬地区に1時間に80mmを超える降雨が5時間も降り続き、数箇所です砂崩れが発生し、3名の方が重軽傷を負う被害を受けた。

主な風水害の被害状況

年月日	種別	被害状況
昭和12年7月13日 ～7月18日	豪雨	山崩れ、河川氾濫 埋没家屋271戸、倒壊家屋48戸、流出家屋15戸、浸水家屋859戸、田畑の被害129.7ha
昭和47年7月11日 ～7月12日	豪雨	山崩れ、河川氾濫 死者6名、行方不明者3名 全壊家屋65戸、非住家全壊家屋147戸、半壊家屋10戸、 浸水家屋54戸、田畑の被害34ha、 道路橋梁の決壊248箇所、その他公共施設等の被害
昭和54年10月19日	台風20号	河川氾濫 床上浸水12戸、床下浸水43戸、非住家被害11戸 田畑の被害6.4ha、道路の被害27箇所、 水道の被害12箇所等
平成22年9月8日	台風9号	土砂崩れ等 けが人3名 半壊2戸、一部損壊1戸、土砂流入1戸、床上浸水2戸、 田畑の被害1.9ha、道路の被害56箇所、断水92戸

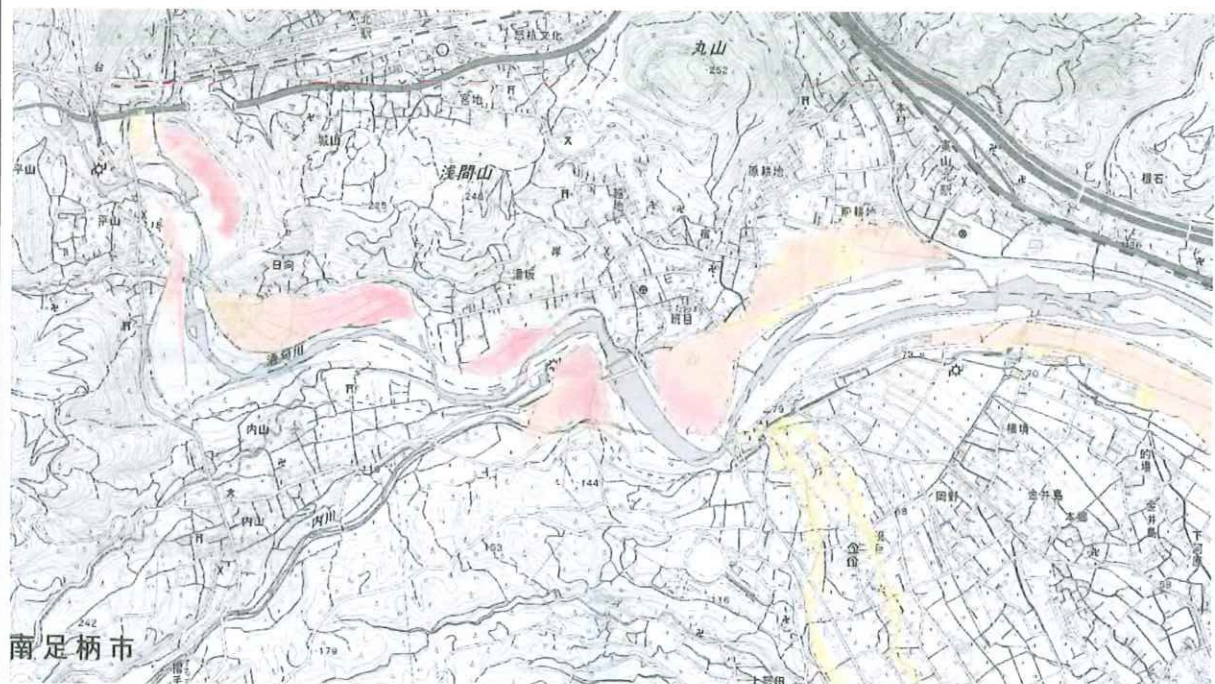


※当会地域のおもな河川は中川川・玄倉川・河内川・皆瀬川・酒匂川である

(洪水)

山北町洪水ハザードマップは、神奈川県が指定した「洪水浸水想定区域図」を基に、浸水の深さや避難所等の情報を示している。(酒匂川洪水浸水想定区域図)

酒匂川流域は5 m以上の浸水が想定されている。そのなかで向原地区は東山北駅周辺の酒匂川水系尺里川流域の洪水もあり小売業の被災が想定される。岸地区には事業所は少ないものの化学工場があり被災が想定される。



(土砂災害)

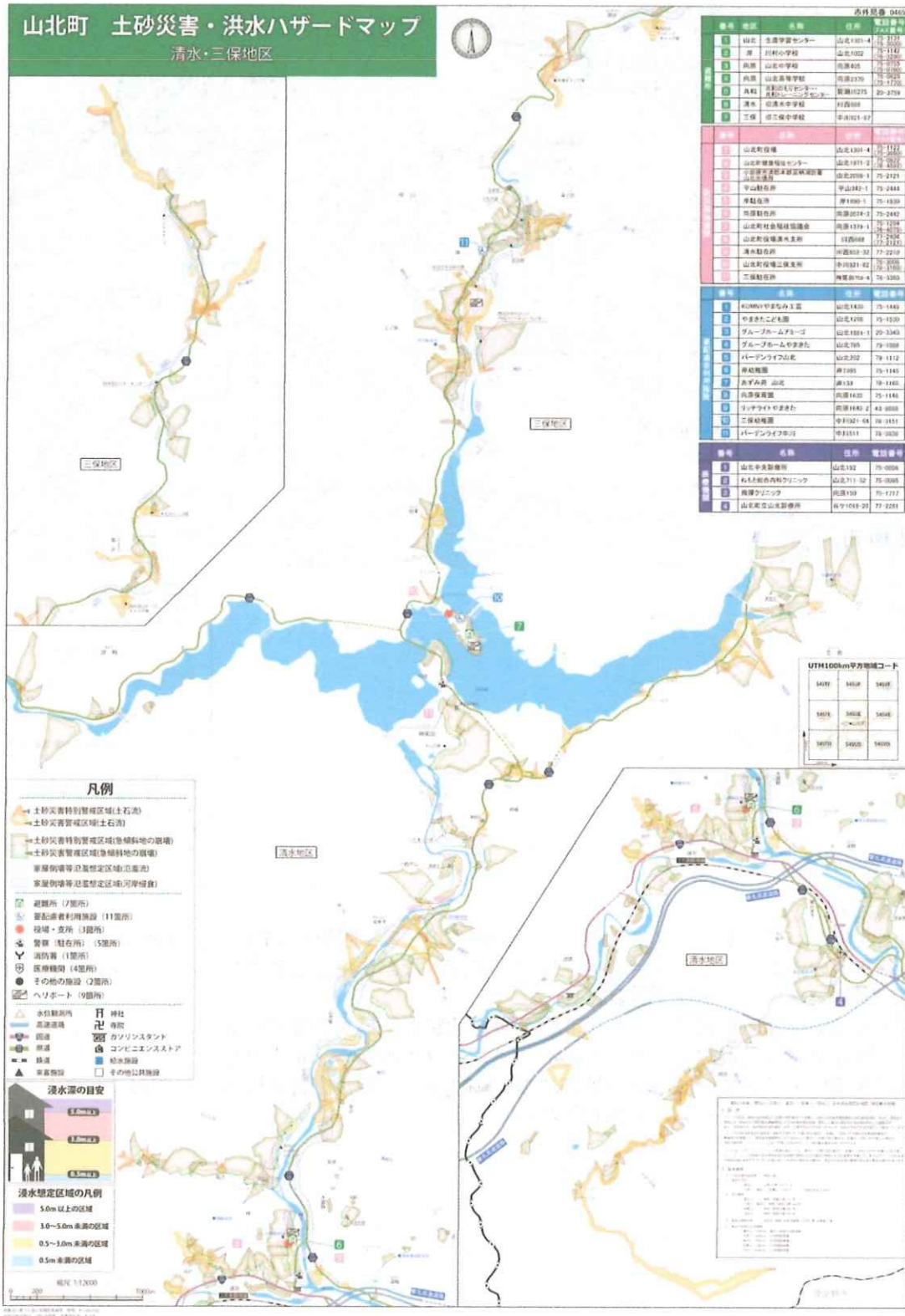
山北町のハザードマップによると、当会が立地する 地域内に於いて、土砂災害特別警戒区域（急斜地の崩壊）や土砂災害警戒区域（土石流）などに指定されているエリアがあり、土石流・がけ崩れ・地すべりが懸念されている。

山北地区・向原地区は、J R山北駅・東山北駅が土砂災害警戒区域となっており、多くの小売業・飲食業の被災が想定されるとともにインフラの遮断も想定される。

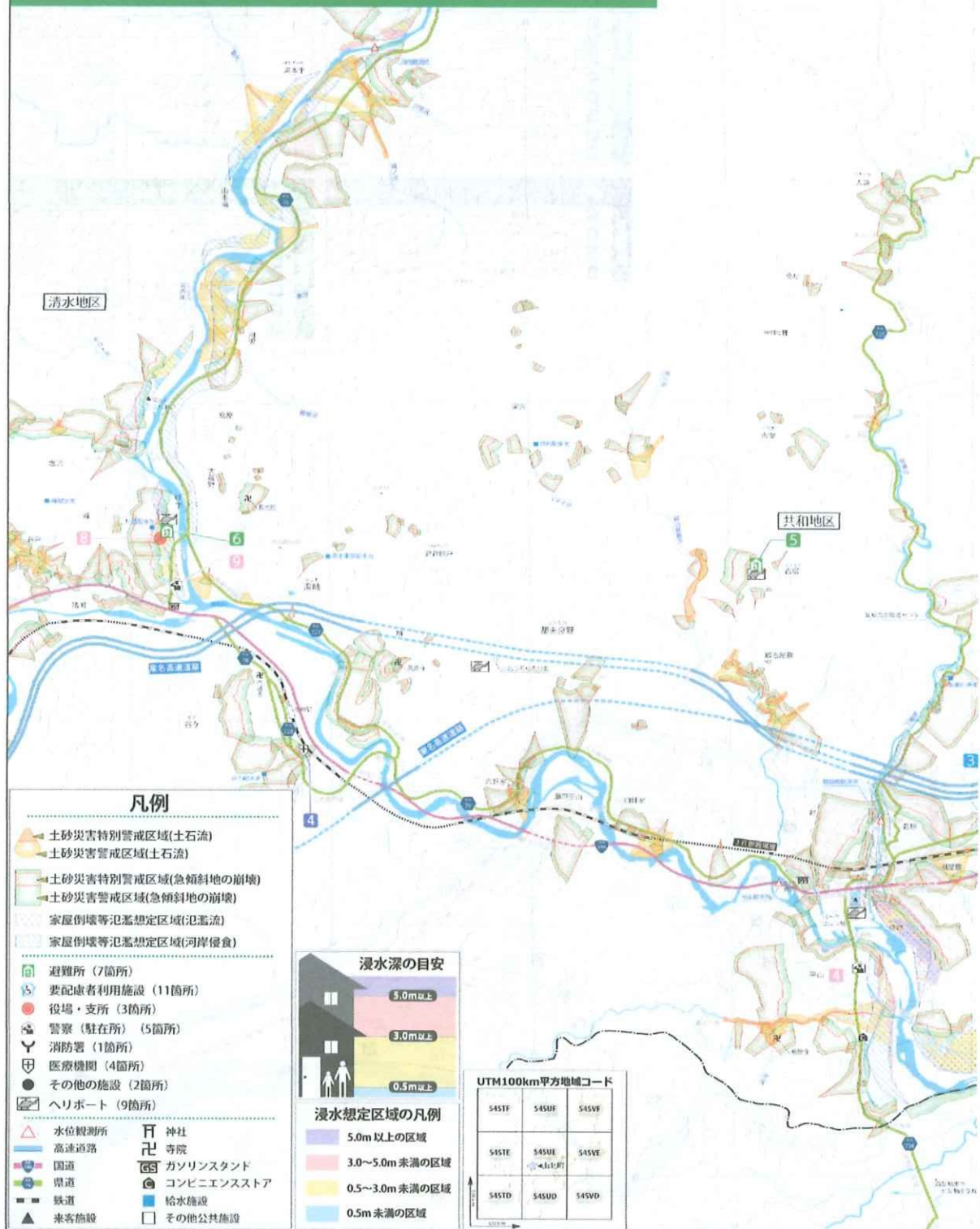
清水地区・三保地区は、山岳地帯で多くの地域で土砂災害警戒区域となっており、キャンプ場など観光産業が被災することが想定される。

山北町 土砂災害・洪水ハザードマップ

清水・三保地区



山北·岸·向原·共和·清水(一部)地区



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、万全を期する必要がある。

(2)商工業者の状況

業種別		(平成28年)
産業大分類	事業所数	構成比
農業、林業	7	1.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	5	1.1%
建設業	60	13.2%
製造業	58	12.7%
運輸業、郵便業	16	3.5%
卸売業、小売業	114	25.1%
金融業、保険業	2	0.4%
不動産業、物品賃貸業	34	7.5%
学術研究、技術サービス業	4	0.9%
宿泊業、飲食サービス業	47	10.3%
生活関連サービス業、娯楽業	28	6.2%
教育、学習支援業	15	3.3%
医療、福祉	20	4.4%
複合サービス事業	6	1.3%
サービス業（他に分類されないもの）	39	8.6%
総数	455	100%

令和元年度版 山北町統計書

(3)これまでの取組み

①-1 山北町の取組み

- ア 防災組織の整備及び育成指導
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 災害教訓の伝承に関する啓発
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 避難対策
- ク 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ケ 文教対策
- コ その他の災害の発生の防御及び拡大阻止のための措置

①-2地域防災計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、山北町防災会議が作成する計画であり、山北町に係る災害に関し、町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民とともに、災害応急対策及び災害復旧等の対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

①-3災害予防計画

町民が安全で住み良く、暮らしやすい生活環境の確保を図るため、防災に配慮した土地利用や市街地整備に取り組み、災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

①-4防疫対策

災害時における感染症のまん延を防止するための措置を講じる。

ア 防疫体制の確立

感染症等の発生または発生が予想される被災地域等を迅速に把握して、対策方針を定め、状況に応じて防疫班を編成し、防疫活動体制を確立する。防疫器具・薬品等の確保については、現有の機材及び町内業者等からの調達で確保し、不足する場合は県に対し、調達あっ旋を依頼する。

イ 防疫活動

- ・ 県と常に緊密な連携を取り、被災地及び指定避難所における感染症患者または保菌者の早期発見に努め、また必要な予防措置を行う。
- ・ 町民等に対し災害に伴う家屋及びその周辺の清掃を行うよう、指導または指示を行う。
- ・ 感染症予防上の必要に応じて、被災地、指定避難所その他必要な場所の消毒及びねずみ族、昆虫の駆除を行う。
- ・ 防疫・予防上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する。予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

②商工会の取組み

ア 広報・周知活動

- ・ 事業者の事業継続計画（BCP）に関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの周知及び開催

イ 事業者BCPに係る活動

- ・ 会員福祉共済等、BCPに必要な損害保険への加入推進

Ⅱ 課題

現状では、山北町における災害時の取り組みは、『山北町地域防災計画』内において、商工事業者としての災害時に果たすべき業務こそ示されているが、町と商工会間の具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。そして、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった当会経営指導員等職員が不足しているといった課題がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

①事業継続力強化

- ・地区内小規模事業者に対し商工会と山北町が連携し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、防災・減災対策の第一歩として取り組むための「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ・「事業継続力強化計画」の策定や強化を行った小規模事業者に対し、災害時に実効性のある施策の推進、効果的な訓練等、事業継続計画（BCP）の支援を行う。
- ・事業継続計画（BCP）は策定とともに計画の改善、訓練等フォローアップ等、運用が重要であるため、事業者BCPの策定支援を行った小規模事業者に対してフォローアップを行い、計画のPDCAサイクルを回す。
- ・災害などのリスクによって発生した損失を抑える財務面での対策として、事業活動に与える影響（資金ショート等）を軽減するため、傷病・火災・損害等に対する保険について助言を行う。

②発災時の被害状況の把握や応急復旧活動

- ・発災時における円滑な連絡体制が取れるよう本会と山北町商工観光課との間で被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、感染症発生が考えられる場合には速やかに拡大防止措置を行う。
- ・発災後、速やかな復興支援が行えるように組織内における体制、関係機関との連携を平時より構築する。

③経営指導員の育成

平時・緊急時の対応を推進し、発災時における山北町商工観光課との円滑な連絡体制・発災後の速やかな復興支援が行えるようにリーダー的経営指導員の育成等、職員の資質向上にも努める。

（実施目標）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
BCP 策定支援事業者数	2	2	3	3	3
フォローアップ延べ回数	1	3	4	5	6

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間（令和４年４月１日～令和９年３月３１日）

(2)事業継続力強化支援事業の内容

・商工会と山北町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< １．事前の対策 >

(1)小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。
- ②会報や本会ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、テレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2)商工会ＢＣＰの作成

・当会は、本計画と並行して「事業継続計画」を作成（別添）。

(3)関係団体等との連携

- ①普及啓発セミナー等を関係機関（工業クラブ、商店街等の組合、政府系・民間金融機関、損保会社等）との共催にて行なう。普及啓発セミナーの周知等を関係機関に依頼する。
- ②感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ③その他、普及啓発に繋がる事業を実施する。

(4)事業継続力強化計画・事業者BCP策定後のフォローアップ

事業継続力強化計画の策定支援を行った小規模事業者に対して、計画・取り組み・訓練等、計画の進捗状況を把握する。また、必要に応じて中小企業診断士等の専門家がフォローアップを行い、計画とのズレや課題の解消を支援する。また、事業継続力強化計画のPDCAのサイクルが回るよう支援を継続して行う。

(5)当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害の地震（震度5強以上）が発生したと仮定し、山北町との連絡ルートの確認等を行う。
- ②本会は、商工会BCPに基づき必要に応じて訓練を実施する。

< 2. 発災時の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
- そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1)応急対策の実施可否の確認

- ①発災後、速やかに職員の安否確認、大まかな被害状況、参集可能人数等の確認を行う。
※商工会BCPによりあらかじめ定めた安否確認システムを活用し確認を行う。
- ②役職員の安否を即座に確認。非常時連絡網による連絡（安否確認システムと同時に実施）により業務従事の可否確認。
- ③安否確認の後、確認結果や大まかな被害状況等を本会と山北町で共有する。
- ④地域内で感染者が確認された時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ⑤感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4に基づき「まん延防止等重点措置」が出た場合は、山北町における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

(2)応急対策の方針決定

- ①当会は、安否確認や、大まかな被害状況等の確認・共有をした時点において、被害状況や被害規模に応じて応急対策の方針を協議、決定する。

被害規模	被害の状況	応急対策の想定
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	・自身の安全確保を優先 ・相談窓口の設置・相談業務を実施 ・被害状況の把握・調査 ・地域の災害対策活動に参加
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・相談窓口の設置・相談業務を実施 ・被害状況の把握・調査 ・地域の災害対策活動に参加
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	・特別な応急対応は行わない。

※被害状況の確認が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

②本計画により、商工会と山北町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 2週間	24時間毎に共有する。
2週間 ～ 1カ月	48時間毎に共有する。

- ・災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の職員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努める。
- ・災害発生時、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

< 3. 発災時における連絡体制 >

(1)被害状況の把握開始の基準

神奈川県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し、神奈川県（中小企業支援課）が山北町及び商工会の連絡窓口へ連絡したときとするが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがある時は、速やかに応急対策に移行できるよう警戒する。

災害対策本部 （第1次本部体制）設置基準	本部の設置基準
風水害等	(1)大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2)その他状況により必要があるとき。
地震災害	(1)「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき (2)その他状況により必要があるとき。

(2)二次被害を防止するための被災地域活動の決定

二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

(3)商工会非会員の被害情報を収集するための取り組み

商工会の非会員の被害情報を収集するため非会員名簿を作成し、3年毎に更新する。

(4)県への報告

商工会と山北町が共有した情報を、神奈川県の指定する方法（※）にて商工会又は山北町より神奈川県へ報告する。

※県の定める様式により、電子メールで報告するが、電子メールが使えない場合は、代替手段としてファックス等により報告する。

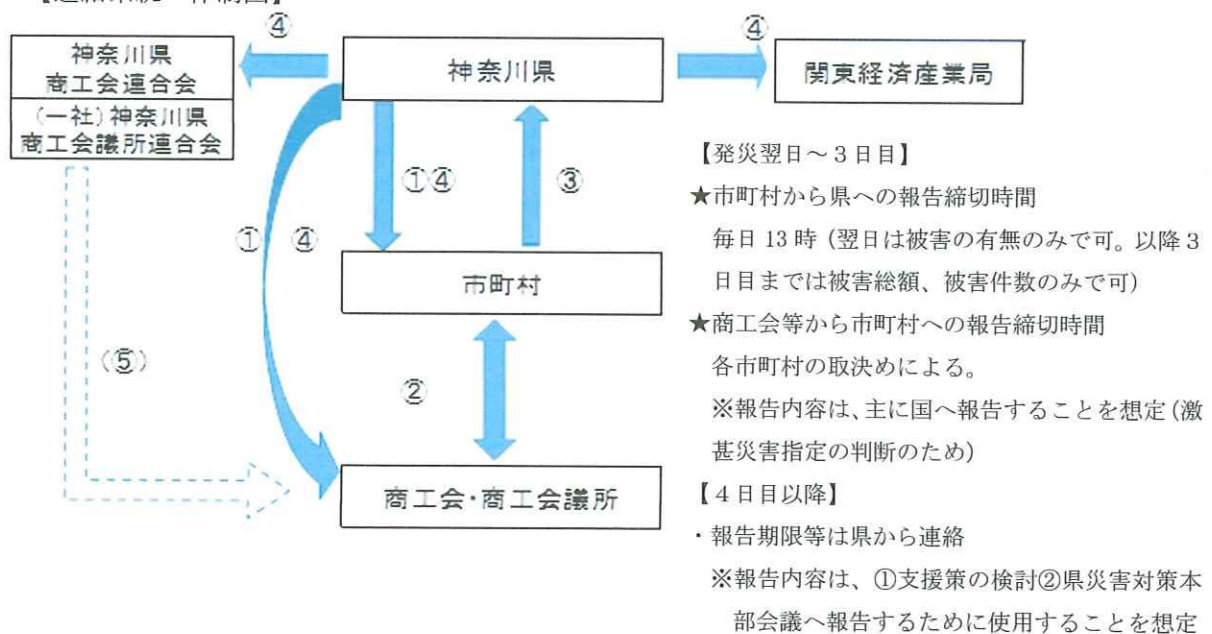
(5)発災時における被害情報の連絡・共有体制

詳細は令和2年1月31日付け企支2472号「発災時における中小企業の被害情報に関する連絡共有体制の構築について（依頼）」による。

①自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要があるが生じた場合、神奈川県（中小企業支援課）は、山北町に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、商工会と山北町に対し、報告依頼をした旨を連絡する。

- ②山北町と商工会は、中小企業の被害情報等を共有する。
- ③山北町は、商工会と情報共有を行いながら、神奈川県へ中小企業の被害情報等を報告する。
ただし、緊急に把握する必要がある場合等、神奈川県が商工会に被害状況を確認することもある。
- ④神奈川県は、山北町からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国（関東経済産業局）・県災害対策本部会議へ報告する。
併せて、市町村、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会へとりまとめ結果を共有する。
- ⑤神奈川県商工会連合会は、取りまとめ結果をもとに、商工会に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。

【連絡系統・体制図】



- ・感染症流行の場合、国や神奈川県等からの情報や方針に基づき、当会と山北町が共有した情報を神奈川県の指定する方法にて当会又は山北町より神奈川県へ報告する。

< 4. 応急対策時の小規模事業者に対する支援 >

(1) 相談窓口の開設

本会は、山北町との協議のうえ、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
国・県より相談窓口の開設要請があった場合も同様に相談窓口を設置する。

(2) 優先する支援業務

商工会BCPに記載のとおり、応急対応時には以下事業を優先して実施する。

- ①金融支援：事業継続に不可欠な資金繰り支援等
- ②共済・保険等の契約状況確認、手続き支援
- ③労務・税務支援：雇用や給与等の相談対応等
- ④意見具申：地域小規模事業者や地域の状況報告、支援策要望等

(3)被災事業者への施策周知

被災事業者向け施策（国や都道府県、町の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

< 5. 小規模事業者に対する復旧支援 >

(1)復旧・復興支援の方針

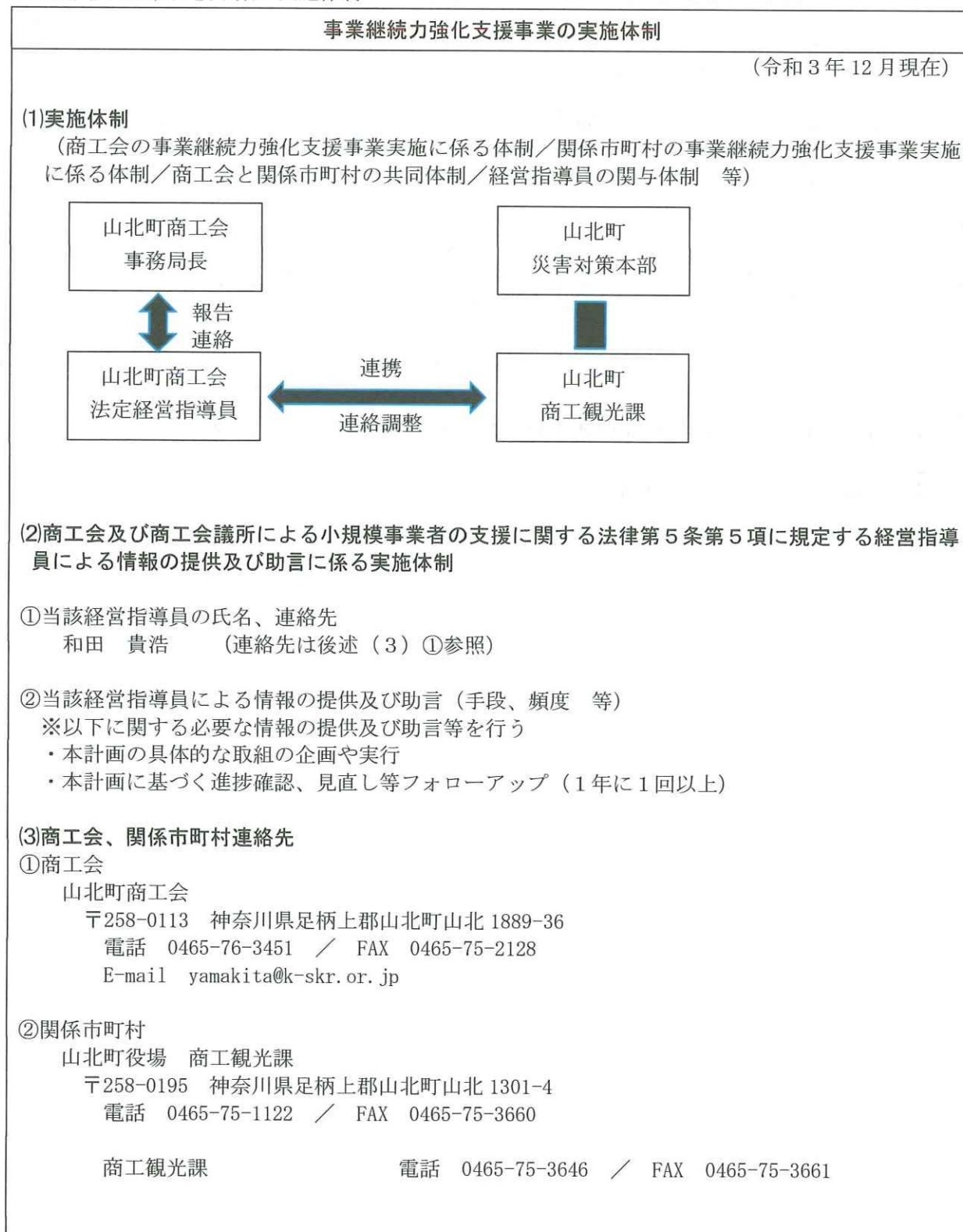
神奈川県の方針に従って、被災小規模事業者に対し支援を行う。

(2)被害規模が大きく、対応が困難な場合

他の地域からの応援派遣等を神奈川県、神奈川県商工会連合会等に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
専門家謝金	300	300	300	300	300
セミナー開催費	140	140	140	140	140
通信費	100	100	100	100	100
広報費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金（神奈川県、山北町、神奈川県商工会連合会）、参加者負担金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。